者」と、同令第十九条中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、同令第二十条第二項中「文化庁長官の文字」とあるのは「指定登録機関の長の職氏名」と、「文化庁長官の印」とあるのは「指定登録機関の長の印」と、同令第二十三条中「収入印紙をもつて」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第十一条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第一を別記様式第二とする。

附則の次に次の一様式を加える。

別記様式第一

プログラム登録に関する証明請求書

年　月　日

文化庁長官　　殿

1　登録番号
2　請求者
　住所（居所）
　氏名（フリガナ）（名称）
　代理人
　住所（居所）
　氏名（フリガナ）（名称）
3　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第４条第１項に規定する利害関係を有する者に該当する事情
4　添付資料の目録

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21.0cm、縦29.7cm）の大きさとする。
2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下におのおの２cmをとる。
3　「請求者」の欄の住所の次になるべく電話の番号を記載する。
4　「氏名（名称）」は、法人にあっては、名称とその代表者の氏名とを記載する。
5　「氏名（名称）」には、かたかなでふりがなをつける。
6　代理人によらないときは「代理人」は記載するには及ばない。
7　外国語の固有名詞は、ローマ字を用いて記載する。
8　訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を記載する。

附　則

この省令は、令和三年六月一日から施行する。